明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三菱高砂製作所実証設備複合サイクル発電所更新計画に係る対象事業の実施引継ぎの公告

対象事業の実施を他の者に引き継いだので、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定により、次のとおり公告します。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三菱重工業株式会社
取締役社長　宮永　俊一
東京都港区港南二丁目一六番五号

二、対象事業の名称、種類及び規模

三菱高砂製作所実証設備複合サイクル発電所更新計画
火力発電所の変更　ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出力　約五十一万キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、平成二十六年二月一日をもって対象事業の実施を三菱日立パワーシステムズ株式会社へ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三菱日立パワーシステムズ株式会社
取締役社長　西澤　隆人
神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目三番一号

平成二十六年三月四日

東京都港区港南二丁目一六番五号
三菱重工業株式会社
取締役社長　宮永　俊一

南愛媛第二風力発電事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の三の規定に基づき、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しましたので、通商産業省令（平成十年省令第五十四号）に基づき次のとおり公告します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　電源開発株式会社
代表者　取締役社長　北村　雅良
所在地　東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二、第一種事業の名称

南愛媛第二風力発電事業（仮称）

三、第一種事業により設置されることとなる発電所の種類及び出力

種類　風力発電機（陸上）
規模　発電設備出力　最大二万五千四百キロワット（風力発電機の台数九基～十三基程度）

四、第一種事業実施想定区域

愛媛県宇和島市及び愛南町の行政界付近の稜線上

五、配慮書の縦覧及び公表の方法並びに期間

縦覧場所
愛媛県県民環境部環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目四番地二）
宇和島市市民生活部生活環境課（愛媛県宇和島市曙町一番地）
愛南町環境衛生課（愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲二四二〇番地）
縦覧期間
平成二十六年三月四日（火）から
平成二十六年四月三日（木）まで
（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）
縦覧時間
午前九時から午後五時まで
配慮書及び要約書の電子版は、当社ホームページにおいて平成二十六年三月四日（火）から四月三日（木）までご覧いただけます。

六、意見書の提出

配慮書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限
平成二十六年四月三日（木）必着
提出先
左記へ郵送
〒一〇四―八一六五
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社　環境エネルギー事業部風力事業室　宛

意見書の提出に必要な事項

①　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②　意見書の提出の対象である配慮書の名称

③　配慮書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

平成二十六年三月四日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
取締役社長　北村　雅良

今ノ山風力発電事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の三の規定に基づき、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しましたので、通商産業省令（平成十年省令第五十四号）に基づき次のとおり公告します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　電源開発株式会社
代表者　取締役社長　北村　雅良
所在地　東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二、第一種事業の名称

今ノ山風力発電事業（仮称）

三、第一種事業により設置されることとなる発電所の種類及び出力

種類　風力発電機（陸上）
規模　発電設備出力　最大四万四千七百キロワット（風力発電機の台数十五基～二十三基程度）

四、第一種事業実施想定区域

高知県土佐清水市及び三原村の行政界付近の稜線上

五、配慮書の縦覧及び公表の方法並びに期間

縦覧場所
高知県林業振興・環境部環境共生課（高知県高知市丸ノ内一丁目七番五二号）
土佐清水市環境課（高知県土佐清水市天神町一一番二号）
三原村総務課（高知県幡多郡三原村来栖野三四六）
縦覧期間
平成二十六年三月四日（火）から
平成二十六年四月三日（木）まで
（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）
縦覧時間
午前九時から午後五時まで
配慮書及び要約書の電子版は、当社ホームページにおいて平成二十六年三月四日（火）から四月三日（木）までご覧いただけます。

六、意見書の提出

配慮書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限
平成二十六年四月三日（木）必着
提出先
左記へ郵送
〒一〇四―八一六五
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社　環境エネルギー事業部風力事業室　宛

意見書の提出に必要な事項

①　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②　意見書の提出の対象である配慮書の名称

③　配慮書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

平成二十六年三月四日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
取締役社長　北村　雅良

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十五年四月十八日目次欄中（原稿誤り）				
二三		終りから五、	一一一）	一一一）

一ページ三段終りから五行目の次に次のように加える。

○住宅の品質確保の促進等に関する法律により登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名を変更した件（同一一一）

◉号外　三月四日付第四三号　一二八ページ●同日付政府調達第四〇号　一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）